私立幼稚園就園奨励補助金と私立幼稚園保護者負担軽減補助金を支給

◆私立幼稚園就園奨励補助金

対象 市内在住で私学助成を受ける幼稚園(注1)に在籍する、 平成29年度の市民税所得割課税額が下表基準額に適用となる世 帯

支給時期 平成30年1月下旬

補助限度額 下表のとおり

※平成29年1月2日以降に市内に転入した方は、平成29年1月 1日現在の住所地で発行される平成29年度市民税課税・非課税 証明書などが必要です。

申込み・問合せ 7月初旬に通園する幼稚園から配布される申 請書に必要事項を記入し、市内の幼稚園は直接通園する各園へ、 その他市外幼稚園は直接子育て支援課保育・幼稚園係または松 山・野塩出張所へ

平成 29 年度補助限度額						
	ひとり親世帯等 (注2) に 該当しない世帯 (年額:円)			ひとり親世帯等 (注2) に 該当する世帯 (年額:円)		
補助対象区分	第1子	第2子 (注3)	第3子以降 (注3)	第1子	第2子 (注3)	第3子以降 (注3)
生活保護世帯	308,000					
市民税非課税世帯・市民税所 得割非課税世帯	272,000	308,000		308,000	308,000	
市民税所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	139,200	223,000	308,000	217,000		308,000
市民税所得割課税額が 77,101 円以上 211,200 円以下の世帯	62,200	185,000		62,200	185,000	
上記区分以外の世帯	補助対象外	154,000		補助対象外	154,000	

- ※(注1)私学助成を受ける幼稚園とは、右記(注4)以外の市内6園を含む
- 別性圏などのことです。 ※(注2)ひとり親世帯等に該当する世帯については、右記問合せ先までお問い合わせください。
- 3) 第2子及び第3子以降とは右記①~③のいずれかに該当する幼児と
- ①幼稚園・幼稚園類似の幼児施設・保育所・認定こども園に在籍する兄・姉

対象 市内在住で、私学助成を受ける幼稚園(注1)または施設型給付 を受ける幼稚園(注4)に在籍する平成28・29年度の市民税所得割課税 額が下表の定める基準額に適用となる世帯

支給時期 10月下旬・平成30年3月下旬(年2回)

補助限度額 下表のとおり

◆私立幼稚園保護者負担軽減補助金

※私学助成を受ける幼稚園(注1)に在籍する方で、平成29年1月2 日以降に市内に転入した方は、平成29年1月1日現在の住所地で発行 される平成29年度市民税課税・非課税証明書などが必要です。

※施設型給付を受ける幼稚園(注4)に在籍する方で、平成28年1月2 日から平成29年1月1日に市に転入した方は、平成28年1月1日現在 の住所地で発行される平成28年度課税・非課税証明書などが、平成29 年 1 月 2 日以降に清瀬市に転入された方は、平成28年度・29年度両方 の証明書が必要になります。

平成29年度補助限度額 (月額)					
所得基準	第1子	第2子以降(注3)			
市民税所得割非課税・生活保護世帯及び区分2のうちひとり親世帯等(注2)に該当する世帯	月祖 月祖 月	9,700 円 円+市 3,500 円)			
市民税所得割課税額が 77,100 円 以下の世帯	月額 8,000円 (内訳都4,500円+市3,500円)	月額 9,700 円 (内訳 都 6,200 円+市 3,500 円)			
	月額 7,000円 (内訳都3,500円+市3,500円)	月額 9,100 円 (内訳 都 5,600 円+市 3,500 円)			
市民税所得割課税額が 211,201 円 以上 256,300 円以下の世帯		月額 8,500 円 (内訳 都 5,000 円+市 3,500 円)			
上記区分以外の世帯	月額 3,500 円	(内訳市 3,500円)			

②小学校1~3年生の兄・姉を有する幼児(市民税所得割が77,100円以下の世帯は小学校4年生以上も含む《ただし生計を一にするものに限る》) ③児童心理治療施設通所部に在籍または児童発達支援及び医療型児童発達支援もしくは特例保育、家庭的保育事業等を利用する就学児童の兄・姉を有する幼児

- ※(注4)施設型給付を受ける幼稚園とは、清瀬ひかり幼稚園・こばとの森幼稚園などの幼 稚園のことです

問合せ 子育て支援課保育・幼稚園係☎042・497・2086

臨時福祉給付金 (経済対策分) の申請はお済みですか?

4月21日に臨時福祉給付金(経済対策分)の申請書を対象と なる可能性のある方へ発送しました。申請書が届いた方は、該 当しているか確認をし、7月31日(月)(消印有効)ま でに手続きをお願いします。 .

※申請期限を過ぎると給付ができなくなります。

問合せ 清瀬市臨時福祉給付金専用コールセンター **፴**0120 · 999 · 334 (平日午前9時~午後5時)

伝統芸能「清戸の獅子舞」を開催

7月16日(印)に日枝神社境内などで市指定無形民俗文化財「清戸の獅子 舞」が行われます。当日は午後5時ごろに中清戸の個人宅を出発し、5

時30分ごろに日枝神社へ、その後午後7時ごろ から日枝神社を出発し全龍寺へ行き、午後8時 ごろに再び日枝神社に戻って舞が行われます。 山の神や雌獅子・中獅子・雄獅子による獅子 舞を、ぜひご覧ください。

学んで、集めよう

フルイル系防マスターポイント

対象の事業に参加して、フレイル、オーラル・フ レイルを学ぶとポイントが付加されます。集めたポ イント数に応じて「フレイル予防マスター」に認定 します。更に参加賞をプレゼントします。

対象 市内在住で40歳以上の方

実施期間 7月13日(水)~10月20日(金) (プレゼントの 引き換えは12月末まで)

ポイント対象事業 ①健康大学第4回「健康長寿は フレイル予防がカギ!」(7月13日休)②フレイル、 オーラル・フレイル予防講演会(7月20日休)③健 康測定会④脳トレ元気塾⑤健康大学第8回「噛むっ て楽しい」(10月11日例)及び健康大学実技コース第 7回「ロコモ予防教室」(10月20日金))計4回 ※③④は日程多数あり。

※申込み不要。各会場にて受け付け。

問合せ ①③⑤=健康推進課成人保健係☎042・497 ・2076、②④=地域包括ケア推進課地域包括支援セ ンター☎042・497・2082

第33回私の体験・主張発表会

11月11日(生)午前10時から、清瀬けやきホール で「第33回私の体験・主張発表会」を開催します。 当日は、大賞者自身による作文などの発表や 作品展示、子どもたちの育成に関わる活動に取 り組んでいる団体が発表します。

-作品募集

この発表に向けて、

- ◆人と人とのふれあいを大切にしよう
- ◆自然や環境にやさしくしよう

人対どよすい動運

双象 市内在住のよう。 う。今年もその一環い社会の実現を目 が社会の実現を目 が社会の実現を目 が社会の実現を目 が社会の実現を目 が社会の実現を目 が社会の実現を目

◆社会や人のためにすすんで行動しよう 上記3つのテーマに沿った、子どもたちによ る作文・ポスター・学習発表作品を募集します。 作品提出期限・方法 9月4日までに直接通園

・通学している幼稚園、小・中学校に提出 ※子どもの健全育成を目指し、テーマに沿って 活動しているグループも募集中。8月31日まで に下記へ。

問合せ 清瀬第五中学校副校長・蓮池☎042・ 492 • 6315

柳泉園組合の 水銀濃度分析計測定結果

柳泉園組合では、廃棄物焼却施 設の排ガス中の水銀濃度につい て、法律上の水銀排出規制基準は 定められていないため、自己規制 値を0.05m g / ㎡ N と定め測定し ています。平成29年2月~4月の 測定結果は、下記のとおりです。

水銀濃度分析計測定結果 (mg/mN)

測定 施設	自己 規制値	平成29年 2月	平成29年 3月	平成29年 4月
1号炉		0.00	0.00	0.00
2号炉	0.05	0.00	0.00	0.00
3号炉		0.00	0.00	0.00

問合せ 柳泉園組合☎042・470・ 1547 またはごみ減量推進課ごみ 減量推進係☎042・493・3750

児童扶養手当は、7月申請分から、平成28年中の収入額・控除額・扶養人数などの所得額を基に審査を行います。所得制限限度額(下表参照)の超過により児童扶養手当の認定請求を行う必要があり足童扶養手当の限度額内になった方は、手当を受給するために認定請求を行う必要があります。と行う必要があります。必ず期間 7月3日月~31日時~5時(土・日曜日、祝日を除く)

所得制限限度額表				
	所得制限限度額(円)			
扶養親族	申請	者	扶養義務者(同	
等の人数	全部支給	一部支給	居親族)・孤児 等の養育者	
0人	190,000	1,920,000	2,360,000	
1人	570,000	2,300,000	2,740,000	
2人	950,000	2,680,000	3,120,000	
3人	1,330,000	3,060,000	3,500,000	

※扶養親族等の人数が4人以上の場合は1人 につき38万円を限度額に加算。

の新規

042・497・2088へに直接子育て支援課助成1 申込み・問合せ 請求期間中 しくは左記へ。 てください。必要書類など詳 係四

申請を受け付け ま す

一強化月間です。この運用は「社会を明るくする ひまわりコンサート」な 会の実現を目指す運動で よせひまわりコンサ 年もその一環として「き 犯罪や非行のない明る 042・497・2058 日出午後 1時 7月 15 での広報活動を行います。

※直接会場へ。コンサートの 場所 清瀬けやきホール 他、のぼり旗の設置、駅周辺 生活福祉課庶務係

平成27年7月~8月の市報 きよせ各月15日号及びホーム ページなどで、マイナンバー 制度におけるネットワークに よる情報連携開始時期は平成 よる情報連携開始時期は平成 は任民票の写しや課税・非 課税証明書など)が不要にな るとお伝えしていました。 **連用となり、本格運用は平成29年7月からの連携は、試行20かし、今回、国から平成**

でお知らせします。 時期)は決定次第、市報など 時期(添付書類が不要になる 係**2042・497・1845** 情報政策課情 なお、本格運用の具体的な 情報政策課情報推進

す。 続き、添付書類は必要となり ますので、ご持参いただきま すよう、よろしくお願いしま このため、7月以降も引き

|用の開始時期の 発表がありました。29年秋ごろを予定していると の け 変更にる情報 つ連 い携 ての

本マ